

ケアサービス サンセール
「訪問介護」重要事項説明書

当事業所は、お客様と訪問介護についてご契約を結び、サービスを提供いたします。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたい重要事項を厚生省令37号第8条に基づいて、次のとおり説明いたします。

1. 事業者

法人名	有限会社 サンセール
法人所在地	神奈川県座間市入谷西三丁目17番15号
連絡先	電話 046-298-5855
	FAX 046-298-5856
代表者氏名	代表取締役 勝又 一成
設立年月日	平成17年 9月 1日

2. 事業所の名称など

事業所の名称	ケアサービス サンセール
指定番号	神奈川県 1474100532
所在地	神奈川県座間市入谷西三丁目17番15号
連絡先	電話 046-298-5855
	FAX 046-298-5856
管理者	勝又 知子
サービス提供責任者	勝又知子・大丸和枝・秋元桂子
当該事業所の通常の事業実施地域	座間市、大和市、海老名市、綾瀬市、相模原市南区
併設事業	居宅介護支援事業・指定相当訪問型サービス・訪問看護事業

3. 事業所の運営方針

(1) 事業所の訪問介護等は、要介護者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ、その人らしい自立した日常生活を営むことができるよう入浴、排泄、食事の介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。

(2) 事業の運営に当たっては、地域と結びつきを重視し、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の指定居宅サービス事業者、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、統合的なサービスの提供に努めるものとします。

(3) 指定訪問介護事業者として、自らその提供する指定訪問介護の質の評価を行い常にその改善を図ります。

4. 事業所の営業日および営業時間(窓口対応の営業日および営業時間)

事業所の窓口開設曜日・時間とサービスを提供する曜日・時間が異なりますのでご注意ください。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとします。(祝日は営業)

ただし、12月30日～1月3日は休み

- (2) 営業時間 午前9時から午後5時までとします。
サービス提供時間は、午前6時から午後10時まで。
深夜時間帯・土曜・日曜は応相談とします。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とします。

5. 事業所の職員体制

当事業所では、訪問介護サービスを提供する職員として以下の職種の職員を配置しております。

職種	人数	職務内容
管理者	1	事業所の運営・管理・お客様からの相談・苦情等を受けます。
介護福祉士	2	専門的知識・技術をもって、心身の状態に応じた介護等を行ないます。
サービス提供責任者	3	訪問介護計画を作成し、お客様と訪問介護員との調整、他の事業者との連携を図り、総合的なサービスの提供を致します。
訪問介護員	10	訪問介護計画に基づき、お客様のご家庭に訪問し入浴、食事、排泄介助など身体介護や買物、調理、洗濯など生活支援のサービスを提供します。また、家族への支援を含め、相談、助言も行います。
事務員	1	

6. サービスの内容

当事業所では、お客様のご家庭に訪問し、下記のサービスを提供します。

(1) 身体介護中心

- ◎ 入浴介助 : 入浴介助または入浴が困難な方の身体を拭く(清拭)をします。
- ◎ 排泄介助 : 排泄の介助、オムツ交換を行います。
- ◎ 食事介助 : 食事介助や見守りを行います。
- ◎ 体位交換 : 床ずれができないよう、体位の交換を行います。
- ◎ 移乗・移動介助 : ベッド・車椅子等からの移乗および移動の介助を行います。
- ◎ 清潔への介助 : 清拭や洗髪、口腔ケアへの介助、衣類の着脱等の介助を行います。
- ◎ 服薬確認 : 医師の指示による服薬確認、介助を行います。
- ◎ 見守り : 自立のための見守りや服薬確認を行います。

(2) 生活支援中心

- ◎ 調理 : 嗜好や疾病、身体の状態を考慮した調理を行います。
- ◎ 洗濯 : 衣類の洗濯や寝具の乾燥、収納等を行います。
- ◎ 掃除 : 居室の掃除を行います。
- ◎ 買物 : 日常生活に必要な物品の買物、薬受け取りを行います。
(預貯金の出し入れは行いません)
- ◎ 介護相談 : 介護相談・助言等を行います。
- ◎ その他 : 日常生活上のお世話、関係機関との連絡等を行います。

7. 利用料金

(1) 介護保険から給付される場合

介護保険の給付対象サービスを受ける場合は、お客様に介護保険負担割合証に記載された負担割合の額をお支払いいただきます。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービスの利用は別途定められた料金となります。

I 介護報酬にかかる費用(利用者負担割合に応じた額となります。)

項目		所要時間及び内容	所定単位数	利用者負担分(1割)	利用者負担分(2割)	利用者負担分(3割)	
① 基本料金	利用者負担分は、利用負担割合に応じた額を円に換算したものです。ただし小数点以下は切捨てとなるので、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。	身体介護	20分以上30未満	244単位	320円	640円	960円
			30分以上60分未満	387単位	508円	1016円	1524円
			60以上90分未満	567単位	743円	1486円	1486円
			以降30分増すごとに	82単位	107円	214円	321円
	生活援助	20分以上45分未満	179単位	235円	470円	705円	
		45分以上	220単位	288円	576円	864円	
② 加算	早朝・夜間加算	早朝(6時～8時)又は夜間(18時～22時)に訪問した場合			所定単位数 × 25%		
	深夜加算	深夜(22時～6時)に訪問した場合			所定単位数 × 50%		
	利用者の希望により2人の訪問介護員が訪問した場合			所定単位数 × 200%			
	初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行なう場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行なう際に同行訪問した場合			定単位数 200単位/月		
	緊急時訪問介護加算	利用者やその家族からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたとときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護を(身体介護)を行なった場合			所定単位数 100単位/回		
	介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護報酬総単位数×22.4% <1単位未満の端数四捨五入>					
利用者負担1割分の計算方法		①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.7×10%					

※ 表中の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた時間を基準とします。

II 運営基準に定められたその他の費用

項目	金額	説明
その他の費用	実費	<p>当事業所の通常の事業の実施地域(座間市・大和市・海老名市・綾瀬市・相模原市南区)にお住まいの方は無料ですが、それ以外の地域の方は、訪問介護員が訪問するための交通費がかかります。なお、自動車を使用した場合の交通費は次の額をいただきます。</p> <p>・事業所の実施地域を越えたところから 片道1キロメートルごとに 30円</p>

Ⅲ 通常のサービスを超える費用(利用者負担10割分)

項目	金額	説明
介護保険外サービス	介護報酬の告示上の額と同額とします。	区分支給限度額を超えてサービスを利用したい場合など介護保険枠外のサービス料金です。

8. サービス中止時の料金

利用予定日の前に、お客様の都合により訪問介護サービスの利用中止または変更することができます。この場合にはサービス実施日の前日までに事業者へ申し出てください。利用予定日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

1	サービス実施日の前日17時までに利用の中止の連絡をいただいた場合	無料
2	サービス実施日の前日17時までに連絡がなく利用の中止を申し入れた場合	200円
3	サービス実施するために居室に行ったが、留守で活動ができなかった場合	1200円

※ ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事情があった場合には、この限りではありません。

9. サービス実施のために利用する水道、ガス、電気、電話の費用はお客様の負担になります。

10. 料金お支払い方法

毎月15日までに前月分の利用料金等のご請求を致します。

口座自動振替にて、27日(金融機関の休業日にあたる場合は翌営業日)までにお引き落としとなります。

11. 訪問介護員の交替

(1) 訪問介護員は当方が選任し、お客様の居室に派遣します。なお、お客様が特定の訪問介護員を指名することはできませんのでご了承ください。

(2) お客様が訪問介護員の交替を希望される場合には、不相当と認められる理由、その他交替を希望される理由を明らかにして、交替を申し出ることができます。

(3) 事業者は事業者の都合により、理由を明らかにして訪問介護員を交替することができます。

(4) 訪問介護員の交替により、お客様および家族等にサービス利用上の不利益が生じないよう十分配慮いたします。

12. サービスの終了

(1) お客様は本契約の有効期間中においてサービスを終了させる場合は、14日前までにお知らせください。

(2) お客様が即座にこの契約を解除することができる場合。

① 適切な理由がなく、サービスが提供されない場合。

② サービス従事者が守秘義務に違反した場合。

③ サービス従事者が、お客様やご家族に対して、社会通念を逸脱した行為が認められた場合。

④ 利用料が承諾できない場合。

(3) 当方の都合でこの契約を解除する場合。

① お客様がサービス利用代金の支払いを2ヶ月以上遅延し、1ヶ月の期間料金を支払うよう催促したにもかかわらず、これが支払われない場合。

② お客様またはご家族が、サービス従事者に対して社会通念を逸脱した行為が認められた場合。

(4) 次のいずれかの場合は、この契約は自動的に終了します。

- ① お客様が死亡した場合。
- ② お客様が介護保険施設に入所した場合。
- ③ お客様の要介護認定区分が、要支援、非該当(自立)と認定された場合。
- ④ 当方が解散命令を受けた場合、破産した場合、または事業所が閉鎖した場合。

13. 緊急時の対応方法

サービスの提供中にお客様の容態に変化があった場合は、事前の打ち合わせにより主治医、救急隊、親族、居宅支援事業者等へ連絡致します。

主治医	医療機関名	
	主治医名	
	連絡先	
親族緊急 連絡先	氏名	
	連絡先(住所)	
	電話	

14. 事故発生時の対応方法

(1) お客様に事故が発生した場合には、速やかに市町村、お客様の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

(2) 前項の事故及び事故に際してとった処置については記録をします。

(3) お客様に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

ただし、ヘルパーの故意又は過失によらないときは、この限りではありません。

(4) 社会情勢及び天災

① 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、乙の義務の履行が難しい場合は、日程、時間の調整をさせて頂く場合があります。

② 社会情勢の急激な変化、地震、風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、この義務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を負わないものとします。

15. 虐待防止に関する事項

(1) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- ① 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- ② 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ③ その他虐待防止のために必要な措置

(2) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者または養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

16. 守秘義務

(1) 事業者及び事業者の雇用する者は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関

する事項を正当な理由なく第三者に漏洩してはならない。この守秘義務は契約終了後も継続されます。

(2)事業者は、利用者またはその家族から事前に文書で同意を得ない限り、地域包括支援センターとの連携、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族の個人情報を用いてはならない。

17. 相談、要望、苦情等の受付窓口

訪問介護に関する相談、要望、苦情等は下記の窓口まで申し出てください。

サービス相談窓口

サンセール担当	勝 又 一 成	046-298-5855
---------	---------	--------------

その他の相談窓口

利用者の契約する居宅介護支援事業所		
座間市	介護保険課	046-252-8077(事業者支援係)
大和市	介護保険課	046-260-5169
海老名市	高齢介護課	046-235-4952
綾瀬市	高齢介護課	0467-70-5636
相模原市	介護保険課	042-769-8321
神奈川県国民健康 保険団体連合会	介護苦情相談窓口	045-329-3447

18. 第三者評価の実施(無し)

訪問介護のサービス提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明し交付いたしました。

令和 年 月 日

【事業者】 介護保険事業者番号 神奈川 1474100532

住 所 神奈川県座間市入谷西三丁目17番15号

名 称 ケアサービス サンセール ㊞

代表取締役 勝又 一成

【説明者】 サービス提供責任者

氏 名 ㊞

私は、契約書および本書面により事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け同意し交付を受けました。

[利用者] 氏 名 ㊞

[利用者の家族] 氏 名 ㊞

(続 柄)

[代理人] 氏 名 ㊞